4紀高介発第204001

令和4年10月21日

地域密着型サービス事業所　管理者　様

　居宅介護支援事業所　管理者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　紀の川市福祉部高齢介護課長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　公　印　省　略　）

養介護施設従事者等における高齢者虐待の防止について（通知）

　平素は、市の介護保険事業並びに高齢福祉事業にご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

　さて、高齢者の権利擁護を目的とする「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）が平成18年4月に施行され、各事業所においては、研修の機会等を通じ、高齢者虐待について理解を深めると共に、高齢者虐待防止に向けた積極的な取組を行われてきたものと承知しております。

　しかしながら、養介護施設従事者による虐待の相談・通報件数・認定件数は、全国的に増加しており、養介護施設従事者等による高齢者虐待事案は、依然として、絶えない状況です。

　**虐待は、介護保険法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高いことから、令和3年度介護保険事業所の指定基準省令改正により、各事業所は、定期的な委員会や研修を開催する等、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならないとされました。(令和６年3月31日まで経過措置あり)**

　また、養介護施設従事者等についても、高齢者虐待防止法において、虐待を受けたと思われる高齢者を見つけた場合、速やかに本市へ通報しなければならないとされています。

　つきましては、高齢者虐待相談窓口等について、次のとおり通知しますので、各事業所において内容の確認及び従事者への周知をお願いします。

　※「養介護施設従事者等」とは介護保険施設等の入所施設や居宅サービス事業者など、老人福祉法や介護保険法で規定されている高齢者向け福祉・介護サービスに従事する職員すべてが対象です。

１．養介護施設従事者等による虐待の相談・通報・届出窓口

紀の川市福祉部高齢介護課　0736-77-0980

２．高齢者虐待防止に関する研修資料等

●厚生労働省高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等

　　　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_22750.html

　　　●和歌山県高齢者虐待防止に向けたチェックリスト（施設関係者用）

　　　https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040300/koureisyagyakutai/gyakutaicheck.html

３．通報者保護に関する規定

（１）　刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規

　　　定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く）をすることを妨げるものと解釈してはならない。（高齢者虐待防止法第21条第6項）

（２）　養介護施設従事者等（従事者）は、通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを

受けない。（高齢者虐待防止法第21条第7項、公益通報者保護法）

（３）　市町村の職員は、通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。（高齢者虐

待防止法第23条）

４. 事業所における虐待防止のための必要な措置について（令和3年度介護報酬改定の内容）

　　　下記の厚生労働省のホームページに各基準省令の解釈通知が掲載されていますので、確認の上、令和6年3月31日までに必要な措置を講じてください。

　　　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\_00034.html

|  |
| --- |
| 紀の川市高齢介護課介護保険班TEL.0736-77-0980（直通）FAX.0736-79-3926Email.k070600-001@city.kinokawa.lg.jp |